

## わがまち特例による固定資産税等の特例措置について

令和5年12月現在

地方税法の適用条項		特例適用資産	関係法令及び対象者等	土地	家屋	償却資産	特例率(厚木市)	特例適用期間
第349条の3	第27項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	児童福祉法第6条の3第9項 ・保育者の居宅等において、少人数の3歳児未満の児童の保育を行う事業		○	○	1/3	—
第349条の3	第28項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	児童福祉法第6条の3第11項 ・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業		○	○	1/3	—
第349条の3	第29項	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産	児童福祉法第6条の3第12項 ・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業		○	○	1/3	—
附則第15条	第2項1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項及び同条第3項			○	1/3	—
附則第15条	第2項5号	除害施設	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項			○	4/5	—
附則第15条	第14項	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設	都市再生特別措置法第29条第1項第1号 ・認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設に対する特例措置		○	○	1/2	5年間
附則第15条	第25項1号イ	太陽光発電設備(出力1,000kw未満)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項  【太陽光】 ・経済産業省の認定を受けた設備以外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備に限定 【風力・水力・地熱】 ・経済産業省の認定を受けた設備 【バイオマス】 ・経済産業省の認定を受けた設備(出力が2万kw未満の設備に限定)			○	1/2	3年間
附則第15条	第25項2号イ	太陽光発電設備(出力1,000kw以上)		○	7/12	3年間		
附則第15条	第25項1号ロ	風力発電設備(出力20kw以上)		○	1/2	3年間		
附則第15条	第25項2号ロ	風力発電設備(出力20kw未満)		○	7/12	3年間		
附則第15条	第25項2号ハ	水力発電設備(出力5,000kw以上)		○	7/12	3年間		
附則第15条	第25項3号イ	水力発電設備(出力5,000kw未満)		○	1/3	3年間		
附則第15条	第25項1号ハ	地熱発電設備(出力1,000kw未満)		○	1/2	3年間		
附則第15条	第25項3号ロ	地熱発電設備(出力1,000kw以上)		○	1/3	3年間		
附則第15条	第25項1号ニ	バイオマス発電設備(出力1万kw以上2万kw未満)		○	1/2	3年間		
附則第15条	第25項3号ハ	バイオマス発電設備(出力1万kw未満)		○	1/3	3年間		
附則第15条	第32項	特定事業所内保育事業の用に供する固定資産(企業主導型保育事業)	児童福祉法第59条の2第1項 ・児童福祉法の許可外施設のうち、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて、事業主が雇用する労働者の子どもの保育を実施する保育事業	○	○	○	1/3	5年間
附則第15条	第33項	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地	都市緑地法第69条第1項 ・都市緑地法の規定により指定された緑化保全・緑化推進法人が認定を受けて設置・管理する市民緑地の用に供する土地 ※有料で借り受けたものを除く。	○			1/2	3年間
附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項 ・新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 <この特例は固定資産税から特例割合を減額>		○		2/3	5年間
附則第15条の9の3	第1項	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号 ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション <この特例は固定資産税から特例割合を減額>		○		1/2	1年間